

岩手県告示第 184 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人 恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁ホームヘルパーステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 3 月 1 日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人 恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁ホームヘルパーステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 3 月 1 日